

令和 6 年度 運転者教育計画実績表(貸切) 株式会社クレベ

2025/3/5補訂

2024/3/31作成

実施予定と実施期日		教育項目と教育内容	形態	対象	実施場所	指導者
予定	1月	1.事業用自動車を運転する場合の心構え	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	1月	⇒事業用自動車の公共性・復讐性、運行の安全確保、他の運転者の視認となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導				
予定	10月	2.事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	10月	⇒道路運送法・道路交送法・道路運送車両法・旅客自動車運送事業運輸規則等の理解及び遵守すべき事項の指導	実車教習			
予定	2月	3.事業用自動車の構造上の特性	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	2月	⇒車高・車長・車幅・死角・内輪差及び制動距離の確認	実車教習			指導運転者
予定	12・1月	4.乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	12・1月	⇒車内事故防止対策として事故事例を基に指導。シートベルト着用の徹底				
予定	12月	5.旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	12月	⇒乗降口の扉開閉時における事故防止等の指導				
予定	12月	6.主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	12月	⇒路線又は運行経路の交通状況の把握				
予定	12・1・2月	7.危険予測及び回避並びに緊急時における対応方法	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	12・1・2月	⇒危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時・災害発生時における対応方法の指導				
予定	10月	8.運転者の運転適性に応じた安全運転	面談	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	10月	⇒適性診断等の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導				
予定	9月	9.交通事故に係る運転者の生理的および心理的要因並びにこれらの対処方法	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	9月	⇒過労・睡眠不足・飲酒・慣れ・通信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導				
予定	1月	10.健康管理の重要性	対面講義	全運転者	各営業所	衛生管理者
実施	1月	⇒疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣の改善を図る指導				
予定	12月	11.安全性の向上を図るための装置を備えた事業用自動車の適切な運転方法	対面講義	全運転者	各営業所	整備管理者
実施	12月	⇒安全性の向上を図るための装置に係る事故事例の説明・装置の性能及び留意点の指導	実車教習			
予定	半期に一度以上	12.ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	11月・	⇒ドラレコ案件別に梯団走行時の運転特性を確認させ、対応方法を考えさせる。	当事者個別			
予定	半期に一度以上	13.ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	11月・	⇒ヒヤリハット体験を惹起させるような事象の防止策。	当事者個別			
予定	2月	14.非常信号用具、非常口、非常通報装置、非常停止装置、消火器の取扱いの指導	対面講義	全運転者	各営業所	運行管理者
実施	2月		実車教習			整備管理者

令和 6 年度 運転者教育計画予定表(貸切特別)株式会社クレベ

2025/3/5補訂

2024/3/31作成

実施予定と実施期日		教育項目と教育内容	形態	対象	実施場所	指導者	
特別	初任	道路運送法その他の法令に基づき、運転者が遵守すべき事項。	対面講義	初任運転者	各営業所	運行管理者	
		事業用自動車の運行の安全を確保する為に必要な運転に関する事項。	対面講義	初任運転者	各営業所	運行管理者	
		安全運転の実践、実務に事業用自動車を運転させ道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導。	現車側乗	初任運転者	車種別現車使用	指導運転者	
特別	初任診断受講	※認定機関における規定の初任運転者に対する適性診断受講。	講習受講	初任該当者	認定機関	認定指導員	
			※		NASVA等		
特別	初任診断受講後	初任運転者に対する適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の運転特性を確認自覚させ、	対面講義	初任該当者	各営業所	運行管理者	
		事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。	考課測定	受講者	各営業所	運行管理者	
特別	適齢受講	※認定機関における規定の高齢運転者に対する適性診断受講。	講習受講	適齢該当者	認定機関	認定指導員	
	65歳以上		※		NASVA等		
特別	適齢受講後	高齢運転者に対する適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた	対面講義	適齢該当者	各営業所	運行管理者	
	65歳以上	事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。	考課測定	受講者	各営業所	運行管理者	
特別	事故惹起	認定機関における規定の事故惹起運転者に対する特定診断①及び②受講。					
	特定①②	①事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令	講習受講	特定該当者	認定機関	認定指導員	
		②交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策			NASVA等		
		③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法					
		④交通事故を防止するために留意すべき事項					
		⑤危険の予測及び回避					
	事故惹起	⑥実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法等	実車添乗	特定該当者	各営業所	運行管理者	
特定受講後	添乗等により指導する。	考課測定	特定該当者	各営業所	運行管理者		